

## 【ドイツ】2021年予算法及び2021年補正予算法の制定

財政金融課 瀬古 雄祐

\* 2020年12月に2021年予算法が成立し、その後、2021年6月には2021年補正予算法が成立した。2021年予算は、新型コロナウイルス対策経費を盛り込んだ大規模な内容となり、補正後の同年予算では、連邦政府は2400億ユーロ超の新規赤字国債を発行するとしている。

### 1 2021年予算法の概要

#### (1) 2021年予算法の特徴及び歳入歳出総額の規模

「2021会計年度の連邦予算の決定に関する法律（2021年予算法）」（以下「予算法」）<sup>1</sup>が、2020年12月に制定され、2021年1月1日に施行された。予算法は、2021年の連邦政府の歳入歳出総額を4986億2000万ユーロ<sup>2</sup>と定める（第1条第1項）。予算法には、コロナ禍対応のための各種対応策（流動性支援を含む。）や、デジタル、環境等の分野における景気刺激策につき、その実施の裏付けとなる歳出経費が盛り込まれた。予算法の段階で、前年の補正後予算<sup>3</sup>（歳入歳出総額は約5085億3000万ユーロ）を僅かに下回る大規模な予算となった。

#### (2) 新規赤字国債発行額

予算法において、2021年の連邦税収は2927億9400万ユーロと見込まれた。予算法制定時点における2020年の税収見込額（2644億4600万ユーロ）に比べ増加すると見通しが示されたものの、他の連邦政府の歳入を合わせても歳出水準に届かず、財源確保のため、連邦政府は2年連続で新規の赤字国債を発行することとした。予算法により、新規起債額はドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）第115条が定める起債制限（名目GDPの0.35%）<sup>4</sup>を超過する1798億2000万ユーロと定められた（第2条）。なお、2020年の補正後の新規赤字国債発行額は、約2177億7000万ユーロである。

#### (3) 特別財産における景気刺激策

予算法には、基金に相当する特別財産<sup>5</sup>の形式での経済支援策に係る繰入額の規定が複数盛り

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

<sup>1</sup> Gesetz über die Feststellung des Bundeshaushaltsplans für das Haushaltsjahr 2021 (Haushaltsgesetz 2021) vom 21. Dezember 2020 (BGBl. I S. 3208). ドイツでは、各会計年度（暦年）の予算（補正予算を含む。）は予算法律の形式で成立する。

<sup>2</sup> 1ユーロは約132円（令和3年7月分報告省令レート）。

<sup>3</sup> 2020年には、年の途中で深刻化したコロナ禍への対応のため、2度にわたり補正予算法が制定され、予算額の大幅な増しとともに新規赤字国債の発行が行われた。詳細は、泉真樹子「【ドイツ】コロナ禍による第2次補正予算法及び経済安定化対策等」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.6 <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11553723\\_po\\_02850102.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553723_po_02850102.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>4</sup> ドイツ連邦共和国基本法第109条及び第115条により、連邦政府は、原則として赤字国債の発行によることなく収支を均衡させなければならないが、景気循環によらない構造的要因に対応した起債は、名目GDPの0.35%を限度として許容される（財政収支均衡原則）。ただし、自然災害又は緊急非常事態の場合には、連邦議会議員の過半数の議決に基づき、この水準を超過する起債を行うことができる。詳細は、渡辺富久子「ドイツにおける財政規律強化のための基本法の規定」『外国の立法』No.263, 2015.3, pp.77-94. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9111090\\_po\\_02630007.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111090_po_02630007.pdf?contentNo=1)> を参照。予算法に盛り込まれた今般の起債は、緊急非常事態への対応との認識が示されている（„III. Artikel 115 des Grundgesetzes.“ BT-Drs. 19/22600, S.11-12. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/226/1922600.pdf>> 等。）。

<sup>5</sup> 特別財産 (Sondervermögen) とは、一又は複数の者の財産の一部であって、残余の部分から法的に分離され、法律によって特別の地位が容認されているが、それ自体に権利能力が付与されていないものをいう（田沢五郎『独＝日

込まれた。具体的には、特別財産「デジタル・インフラ基金」に 41 億 9000 万ユーロ強、特別財産「エネルギー・気候基金」に 426 億 9000 万ユーロ強を繰り入れることとされた(第 1 条)。これらは、デジタル及び環境の両分野への投資を軸とする景気刺激策と捉えることができる。

#### (4) 連邦政府による流動性支援

予算法では、連邦政府が実施する流動性支援につき、各支援額が設定された(第 12 条第 1 項～第 6 項)。主な支援措置の対象及び規模は、連邦雇用エージェンシー<sup>6</sup>(180 億ユーロ)、健康基金<sup>7</sup>(40 億ユーロ)、連邦農業食料庁<sup>8</sup>(70 億ユーロ)等である。

#### (5) 連邦政府の補助金

健康基金に対して 50 億ユーロの連邦補助金の交付が盛り込まれたほか、芸術家社会金庫<sup>9</sup>に 3250 万ユーロの連邦補助金の拠出が盛り込まれた(第 12 条第 7 項及び同条第 8 項)。

## 2 2021 年補正予算法の制定

2021 年 3 月 25 日には、感染の継続的拡大や変異ウイルスの出現、経済の落ち込みの長期化等に対応するための補正予算法案が連邦議会に提出され、審議を経て、同年 6 月 3 日に「2021 会計年度の連邦予算の補正の決定に関する法律(2021 年補正予算法)」(以下「補正予算法」)が制定された<sup>10</sup>。

補正予算法は、連邦政府の歳入歳出総額につき、500 億ユーロ弱を増額し、2020 年を上回る 5477 億 2571 万 4000 ユーロへと修正した。これに伴い、新規赤字国債を増発する方針が示され、補正後起債額は 2401 億 7571 万 4000 ユーロとされた。加えて、連邦雇用エージェンシーに対する流動性支援の額が 250 億ユーロに引き上げられた。また、ワクチン接種や検査に関する健康基金の負担分<sup>11</sup>につき、連邦政府が同基金の流動性準備の補填をする旨の規定が付加された(以上、第 1 条)。

補正予算法は、2021 年 1 月 1 日に遡って適用される(第 2 条)。

＝英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999、p.841.)。ドイツにおいて、基金(Fonds)と特別財産は同義である。

<sup>6</sup> 連邦雇用エージェンシー(Bundesagentur für Arbeit: BA)は、労働市場の監督、労働統計の作成、職業斡旋(あつせん)、職業相談、失業手当の給付等を任務とする連邦政府機関である。同エージェンシーに対する流動性支援措置は、社会法典第 3 編(就労促進)第 364 条の規定に基づく。

<sup>7</sup> 健康基金(Gesundheitsfonds)は、公的医療保険競争強化法(GKV-Wettbewerbsstärkungsgesetz vom 26. März 2007 (BGBl. I S. 378))に基づき、社会法典第 5 編(公的医療保険)に規定され、被用者、他の社会保障機関及び疾病金庫(医療保険)被保険者からの拠出金並びに連邦政府からの補助金によって形成される(„Gesundheitsfonds.“ B MG HP <<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/gesundheitsfonds.html>>)。同基金に対する流動性支援措置は、社会法典第 5 編(公的医療保険)第 271 条に基づく。

<sup>8</sup> 連邦農業食料庁(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung)は、農産物市場の調整、農業分野における研究の支援、地方の発展促進、水産業に係る規制の実施、環境保護措置の実施等を任務とする連邦政府機関である。

<sup>9</sup> 芸術家社会金庫(Künstlersozialkasse)は、芸術家及び文筆家を対象とした社会保険である。同金庫は、芸術家等自身による拠出分に加え、芸術家等の作品の利用者である企業による拠出分及び連邦政府からの補助金を財源とする。

<sup>10</sup> Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2021 (Nachtragshaushaltsgesetz 2021) vom 3. Juni 2021 (BGBl. I S.1410)

<sup>11</sup> コロナウイルス接種規則(Verordnung zum Anspruch auf Schutzimpfung gegen das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Impfverordnung - CoronaImpfV))第 12 条及びコロナウイルス検査規則(Verordnung zum Anspruch auf Testung in Bezug auf einen direkten Erregernachweis des Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Testverordnung - TestV))第 15 条の規定による。